

太田市生涯学習センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月16日

太田市長 穂積昌信

太田市条例第54号

太田市生涯学習センター条例の一部を改正する条例  
太田市生涯学習センター条例（平成17年太田市条例第130号）  
の一部を次のように改正する。

第10条ただし書を次のように改める。

ただし、太田市公民館条例施行規則（平成17年太田市教育委員会規則第28号）第9条の規定により、若しくは太田市生涯学習センター条例施行規則（平成17年太田市教育委員会規則第29号）第6条の規定により団体登録を受けた団体、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者（以下この条において「市内住民」という。）又は構成員の過半数が市内住民である団体が利用する場合の使用料（次に掲げる使用料を除く。）は、この限りでない。

- (1) 電動稼働椅子を使用する場合の多目的ホールの使用料
- (2) 入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）  
を徴収する場合の使用料
- (3) 特別の設備又は器具を設けて使用する場合の電力又はガスの  
使用料

第12条第2項中「これに類する料金」を削る。  
別表第1を次のように改める。

別表第1 (第10条関係)

## 尾島生涯学習センター

## 1 施設使用料

室名／使用時間		定員	午前	午後	夜間	全日
			9時～12時	1時～5時	6時～10時	午前9時～午後10時
多目的ホール棟	多目的ホール	489人	8,400円	11,200円	11,200円	30,800円
	多目的ホール（電動稼働椅子を使用しない場合）	—	6,000円	8,000円	8,000円	22,000円
	舞台のみ使用する場合	60人	1,400円	1,900円	1,900円	5,200円
	第1控室兼楽屋（洋）	12人	300円	400円	400円	1,100円
	第2控室兼楽屋（和）	4人	200円	300円	300円	800円
	音楽室兼リハーサル室	15人	300円	400円	400円	1,100円
学習棟	第1・2・3研修室	84人	800円	1,000円	1,000円	2,800円
	第4研修室	28人	300円	400円	400円	1,100円
	第1・2和室	30人	400円	500円	500円	1,400円
	第3和室	18人	300円	400円	400円	1,100円
	視聴覚室	46人	400円	600円	600円	1,600円
	工芸実習室	48人	400円	500円	500円	1,400円
	料理実習室	30人	400円	500円	500円	1,400円
	1階展示ギャラリー	1日	500円			

## 備考

- (1) 入場料等を徴収する場合の使用料は、規定使用料に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。
- (2) 多目的ホール定員489人のうち、電動稼働椅子345席、手動椅子144席である。

## 2 附属設備使用料

名称／使用時間		午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	1時～5時	6時～10時	午前9時～午後10時
多目的ホール棟	舞台設備（一式）	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円
	照明設備（一式）	2,000円	2,000円	2,000円	6,000円
	音響設備（一式）	2,000円	2,000円	2,000円	6,000円

	舞台用ピアノ	2,000円	2,000円	2,000円	6,000円
学習棟	電気陶芸窯	1 キロワットにつき10円			

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第10条関係)

世良田生涯学習センター

1 施設使用料

室名／使用時間	定員	午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	1時～5時	6時～10時	午前9時～午後10時
学習棟	多目的ホール	100人	900円	1,200円	1,200円
	和室1	10人	300円	400円	400円
	和室2	10人	300円	400円	400円
	活動室1	20人	300円	400円	400円
	活動室2	20人	300円	400円	400円
	創作室	24人	400円	500円	500円
	調理実習室	24人	400円	500円	500円
	研修室1	30人	400円	500円	500円
	研修室2	30人	400円	500円	500円
	研修室3	20人	300円	400円	400円
	会議室	12人	300円	400円	400円

備考 入場料等を徴収する場合の使用料は、規定使用料に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。

2 附属設備使用料

名称／使用時間	午前	午後	夜間	全日	
	9時～12時	1時～5時	6時～10時	午前9時～午後10時	
学習棟	舞台、照明、音響設備（一式）	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円
	舞台用ピアノ（アップライト）	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円
	電気陶芸窯	1 キロワットにつき10円			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

- 2 この条例の施行後に太田市生涯学習センターを利用しようとする者がその施行前に使用料を納付する場合は、この条例による改正後の太田市生涯学習センター条例（以下「新条例」という。）別表第1又は別表第2に定める使用料の額を納付するものとする（この条例による改正前の太田市生涯学習センター条例に定める使用料の額より新条例に定める使用料の額が低い場合に限る。）。